

USEN NETWORK SUPPORT 契約約款

2025 年 1 月 21 日版



第1章 総則

第1条 (約款の適用)

株式会社USEN NETWORKS (以下「当社」といいます。)は、このUSEN NETWORK SUPPORT 契約約款 (本約款の別紙に定める特則を含み、以下「約款」といいます。)を定め、これによりUSEN NETWORK SUPPORT (以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2. 本サービスには、約款ならびにその他の個別規定および追加規定 (総称して、以下「個別規定等」といいます。)が適用されます。なお、約款と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が約款に優先して適用されるものとします。

3. 約款および個別規定等は、第5条に定める契約者と当社の間で締結される本サービスの利用に関する契約 (以下「本サービス利用契約」といいます。)の内容となります

第2条 (用語の定義)

約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	意味
(1) 契約者	約款に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
(2) 契約者設備	本サービスの提供を受けるため契約者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
(3) 本サービス用設備	本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
(4) 本サービス用設備等	本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
(5) アカウント	本サービスの利用にあたり発行される、契約者とその他の者を識別するために用いられるユーザID、パスワードその他の認証情報

第3条 (約款の変更)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当社の裁量にて、約款を変更することがあります。

(1) 約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。

(2) 約款の変更が、本サービス利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 当社は、前項による約款の変更にあたり、当該変更の影響を受けることになる契約者に対して、約款を変更する旨および変更後の約款の内容とその効力発生日を、効力発生日の1ヶ月前までに、当社ホームページ (URL : <https://usen-networks.co.jp>) に掲示し、または

当社が別に定める方法により内容を通知します。変更後の約款は、当社が別に定める場合を除いて、当該効力発生日より、効力を生じるものとします。

3. 約款の変更の効力発生日以後、契約者が本サービスを利用した場合、契約者は変更後の約款に同意したものとみなされます。

第4条 (通知等)

約款および個別規定等に基づき当社が契約者に対して行う通知その他の連絡（本条において、以下「通知等」といいます。）は、電子メールの送信、書面の郵送、書面の宅配、当社のホームページでの掲載その他当社が適当と判断する方法により行います。

2. 通知等を電子メールの送信、書面の郵送または書面の宅配により行う場合、当社は契約者が当社に届け出ている連絡先に宛てて通知します。

3. 通知等は、当社が当該通知等の内容を記載した電子メールや書面を送信もしくは発送した時点、または当社のホームページ上に表示した時点より効力を生じるものとします。

第2章 契約

第5条 (契約の成立)

本サービス利用契約は、利用希望者が約款に同意したうえで当社の別途定める手続きに従い本サービス利用契約申し込みをし、当社が当該申込者を利用者として登録したアカウントの招待メールを送付した時点をもって成立するものとします。

2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービス利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。なお、この場合、当社は、不承諾の理由を開示する義務を負わないものとします。

(1) 本サービスを提供することまたは保守することが技術上著しく困難なとき。

(2) 申込者が本サービスの料金または費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(3) 第5章（契約者の義務等）の定めに違反するおそれがあるとき。

(4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3. 本サービス利用契約は、別段の定めがある場合を除き、契約約款の定めに従い契約者または当社から解除されるまで効力を有します。

第6条 (契約者の氏名等の変更)

契約者は、本サービス利用契約の申し込みの際当社に通知した情報に変更がある場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。

2. 契約者が契約内容の変更を申し出た場合、当社は、契約者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。

3. 契約者による前各項の届け出がなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当

社は一切その責任を負いません。

第7条 (権利の譲渡等禁止)

契約者は、当社の承諾なく、契約者として有する権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却または契約者として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第8条 (契約者が行う本サービス利用契約の解約)

契約者は、当社所定の手続に従って解約希望日の1ヶ月前までに通知することにより、本サービス利用契約を解約することができます。

第9条 (当社が行う本サービス利用契約の解除)

当社は、次の場合には、本サービス利用契約を解除することがあります。

- (1) 利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合
 - (2) 支払停止又は支払不能となった場合
 - (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (4) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (7) 利用契約に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
 - (8) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (9) 前各号に準じて利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
2. 契約者は、前項による本サービス利用契約の解除があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。
3. 本条第1項の定めに従って本サービス利用契約が解除された場合に契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

第10条 (個人情報の取扱いについて)

当社は、本サービスを遂行するため契約者より提供を受けた個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます)を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および当社が別途定める「個人情報保護方針/個人情報の取扱いについて(<https://usen-networks.co.jp/privacy.php>)」(以下「当社規程」といいます。))に基づいて適

正に取り扱います。

2. 当社は、契約者の個人情報について、当社規程に定める目的のほか、以下の目的で利用します。

- (1) 契約者への本サービスの提供
- (2) 契約者の管理
- (3) 本サービスの運営上必要な事項の連絡
- (4) 料金の請求に関する業務
- (5) 契約者からの問合せへの対応業務
- (6) 当社が発行するメールマガジンの配信
- (7) 当社および第三者のサービスなどの広告、宣伝、販売の勧誘
- (8) キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務
- (9) 新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析

3. 当社は、当社規程に従い個人情報を適切に保護し、(イ) 契約者の同意が得られた場合、(ロ) 法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合または消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、(ハ) 合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に必要な応じ開示することがあります。

4. 当社は、当社規程に従い、本条で定める利用目的の範囲内で業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。

5. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第3章 提供中止等

第11条 (提供中止)

当社は、本サービス用設備の保守上または工事上または本サービスの品質確保のためやむを得ないときには、本サービスの提供を中止することがあります。

2. 当社は、前項の定めにより本サービスの提供を中止するときは、あらかじめ当社が適当と認める方法により契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第12条 (提供停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第16条(債権の譲渡および譲受)の定めにより同条に定める事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者に支払わないときとします)。
- (2) 当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス契約のサービスの料金等

について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(3) 第5章（契約者の義務等）の定めに違反したとき。

(4) 前各号のほか、約款の定めに違反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行または本サービス用設備等に著しい支障を及ぼしまたは及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2. 当社は、前項の定めにより本サービスの提供停止をしようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、本条第1項第2号または第3号により、本サービスの提供停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第4章 本サービス

第13条（本サービスの内容、利用料等）本サービスの内容および本サービスサービスの利用料等は、別紙に定めるところによります。

第14条（利用料の支払い義務）

契約者は、別段の定めがある場合を除き、本サービス利用契約の成立日から起算して、本サービス利用契約の終了日までの期間について、別紙料金表に定める利用料の支払いを要します。

2. 第12条（提供停止）の定めにより、提供の一時中断または提供停止があったときでも、契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。ただし、契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った日から起算して、1週間以上その状態が継続したときは、当月の利用料の支払いを要しないものとしします。

第15条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について法廷利率で計算して得た額を延滞利息として支払うものとしします。

第16条（債権の譲渡および譲受）

契約者は、料金等本サービスまたはその他当社が契約者に対して有する債権を当社が指定する譲渡先に譲渡することをあらかじめ承認するものとしします。この場合、当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略できるものとしします。

2. 契約者は、本サービスを提供する当社以外の事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとしします。）の規約等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた当該事業者の債権を譲り受け、当社が請求することをあらかじめ承認するものとしします。この場合、本サービスを提供する事業者および当社は、契約者への個別の通知または

譲渡承認の請求を省略できるものとします。

3. 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する本サービスの料金とみなして取り扱います。
4. 契約者は、契約者が前条の定めにより当社が譲り受けた債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、本条第1項の定めにより同条に定める事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者を支払わないときとします。）は、当社がその料金の支払いがない旨等を、当社に債権を譲り渡した事業者へ通知する必要があることについて、同意するものとします。

第5章 契約者の義務等

第17条（自己責任の原則）

契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2. 本サービスを利用して契約者がアップロードする情報については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
3. 契約者は、契約者がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

第18条（本サービス利用のための設備設定・維持）

契約者は、自己の費用と責任において、当社が別紙に定める動作環境を維持するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。
3. 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

第19条（アカウント）

契約者は、アカウントを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。アカウント

の管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。契約者のアカウントによる利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなすものとします。

2. 第三者が契約者のアカウントを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意又は過失によりアカウントが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

第20条（バックアップ）

契約者は、契約者が本サービスにおいてアップロードするデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、利用契約に基づき当社がデータ等のバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

第21条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用に関して、次の各号に該当する行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (3) 本サービス利用契約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
- (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
- (5) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (6) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (7) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為

2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。

3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者の行為又は契約者がアップロードする（契約者の利用とみなされる場合も含みます。）情報（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

第6章 損害賠償

第22条 (損害賠償の制限)

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は本サービス利用契約に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が本サービス利用契約に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は利用料の1ヶ月分を超えないものとします。なお、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

第23条 (免責)

本サービス又は利用契約に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- (2) 契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
- (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入
- (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
- (6) 当社が定める手順等を契約者が遵守しないことに起因して発生した損害
- (7) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害
- (8) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
- (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
- (10) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・搜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
- (11) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合

(12) その他当社の責に帰すべからざる事由

第7章 雑則

第24条 (反社会的勢力に対する表明保証)

契約者は、本サービス利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないことおよび反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。

2. 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく本サービス利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
- (3) 反社会的勢力を利用していること。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと。

3. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第25条 (サービスの変更または廃止)

当社は、当社の事由等により、本サービスの全部、または一部を変更または廃止することがあります。

2. 当社は、前項の定めにより本サービスを変更または廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

第26条 (準拠法)

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第27条 (紛争の解決)

約款又は個別規定等に関する紛争は、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

別紙

1 本サービスの種類及び内容

本サービスの種類及び内容は以下のとおりとし、詳細は「USEN NETWORK SUPPORT 利用マニュアル」によるものとします。

2 利用料

初期費用	月額料金	
	固定費	変動費 レコードあたり※2
110,000 円※1	44,000 円	165 円

※1 初期費用には契約事務手数料、アカウント発行および導入支援サポートの内容が含まれます。

※2 店舗ごとに管理する場合、1店舗の情報が1つのレコードです。

3 支払方法

(1) 契約者は、料金等を次の各号に定める方法により支払うものとします。

- ① 掛け払い決済サービス
- ② その他当社の定める方法

(2) 契約者は、掛け払い決済サービスにより支払いを行う場合、本サービスの料金等の支払い日、引落日等について株式会社ネットプロテクションズが定める規定 (https://usen-networks.co.jp/pdf/shiharai_np.pdf) および以下の事項に同意のうえ、所定の手続きを行うものとします。

- ① 掛け払い決済サービスは、法人・個人事業主を対象としたサービスです。
- ② 掛け払い決済サービスを選択された場合、当社が毎月末日に取りまとめた前各項に定める本サービスの料金等の情報に基づき、株式会社ネットプロテクションズが、契約者にあてて請求書を発行いたします。
- ③ 掛け払い決済サービスは、月額最大 300 万円までお取引可能です。
- ④ 料金等のお支払いは、振込（請求書支払）、口座振替から選択いただけます。選択された支払い方法に基づき、料金等をお支払いください。振込の場合、請求書送付方法を郵送、メール送付から選択いただけます。郵送をご希望の場合、郵送費 275 円（税抜価格 250 円）が発生します。
- ⑤ 郵送を選択された場合、請求書は株式会社ネットプロテクションズからご利用月の翌々月の初めに発行されます。請求書発行月の月末までに指定銀行口座又はコンビニ振込票でお支払いください。メール送付を選択された場合、ご利用月の翌々月 2 営業日に株式会社ネットプロテクションズから請求書ダウンロード URL 記載のメールが届き

ます。請求書をダウンロードいただき、記載されている口座へ銀行振込にてお支払いください。コンビニでのお支払いはできません。

- ⑥ 銀行振込を選択された場合、振込手数料は契約者にてご負担ください。コンビニでのお支払の場合、手数料は発生いたしません。
- ⑦ 株式会社ネットプロテクションズの与信審査の結果によっては、掛け払い決済サービスをご利用いただけない場合があります。
- ⑧ 当社は、株式会社ネットプロテクションズに対し、同社が請求書の発送、その他決済業務を実施するため、契約者からご提供いただいた個人情報（氏名・住所・連絡先等）を提供し、本サービス利用契約の締結後毎月末日に本サービスの料金等にかかる代金債権を同社へ譲渡いたします。

4 導入支援サポート

当社が導入支援サポートを提供する場合、利用契約において以下の内容を定めるものとします。

- ①運用・操作指導（トレーニング）の内容
初期環境設定、キックオフミーティング（1回）、初回データ投入代行
- ②対象者：契約者
- ③期間：本サービス導入から1ヶ月以内
- ④場所：WEB

5 契約者設備に関する仕様

契約者は、以下の仕様を充たす契約者設備を設定・維持するものとします。

（1）動作環境

CPU：インテル Core i3 プロセッサ 以上(推奨：インテル Core i5 プロセッサ 以上)

または同等の互換プロセッサ

メモリ：4GB 以上（推奨：8GB 以上）

オペレーティングシステム：Windows（OS: Windows 8 以降）、Mac（OS: Mac OS X v10.13 以降）

インターネットブラウザ：

最新版の Google Chrome（Android 版を含む）

最新版の Microsoft Edge

最新版の Mozilla Firefox

（2）電気通信回線

インターネット接続：10Mbps 以上

6 セキュリティ

当社は本サービス用設備等に関し、以下の措置を講じるものとします。

- ① SSL/TLS 証明書による通信の暗号化
- ② データの暗号化
- ③ ファイアーウォールの設定
- ④ Virtual Private Cloud の設定

以上